

私たちの「住まい」と「まち」

身近な住まいとまちづくりについて考えよう





目 次



🏠 はじめに	1
🏠 「建築」って意外と身近なんだ！	2
🏠 家づくりは大工さんだけじゃない!?	6
🏠 「木の住まい」をもっと知ろう！	10
🏠 地震に強い住まいとは？	14
🏠 住まいの危険な場所を見つけよう。	18
🏠 みんなにやさしい「まち」とは？	28
🏠 「まち」のコミュニティを考えよう！	32
🏠 監修者コメント	36

はじめに

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会（通称：まち協）は、平成7年に公民連携の理念で設立された公益法人で、「福祉」「環境」「防災」をキーワードに、神奈川県内のより良い“住まい”や“まちづくり”はどうあるべきか、という観点から多くの事業を展開しています。

これまで、まち協では建築の専門家や県、市町村の行政と連携して、広く県民の方や事業者の方に普及啓発活動を行ってきましたが、このたび、次世代を担う若者に対して、自分たちの“住まい”や“まち”をもっと理解してもらい、より良い住まいまちづくりに繋がれば、という思いで本冊子を作成しました。

私たちが普段の生活を安全で快適に暮らすには、知っておくべきことが多くあります。また、身近な住まいやまち（地域）をじっくり考えてみると、“なるほど！”と感じさせることが多くあります。しかし、現在の教育カリキュラムでは、建築やまちづくり等の分野はなかなか学ぶ機会がありません。大学の建築学科の学生さんでも、大学に入学しての初めて学んだという人も多数います。

本冊子によって、学生の皆さんが“住まい”や“まち”について考える機会を増やし、興味を持ってもらえれば幸いです。

なお、本冊子では、読み物としてだけでなく、多くの“なるほど！”を多く知ってもらうために、問題提起と解説を分けて、先生方が授業で活用できるように構成しました。必要な部分をコピーして授業で配布するなど、ご活用ください。

最後に、本冊子の作成にあたり、監修いただいた香川大学教育学部・妹尾理子教授をはじめ、作成メンバーの皆様、資料や写真を提供していただいた関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成26年3月

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
会 長 寶積 泰之



「建築」って意外と身近なんだ!

神奈川県に住む太郎さんの隣の空き地に家が建築されています。大工さん同士で交わされる会話を耳にして、太郎さんは非常に興味を持ちました。



建築に関わる単位や言葉には、聞きなれないものがありますが、どれも身体の寸法や身近な生活を起源にしています。

また、普段何気なく使っている言葉にも建築が由来の言葉も多くあります。

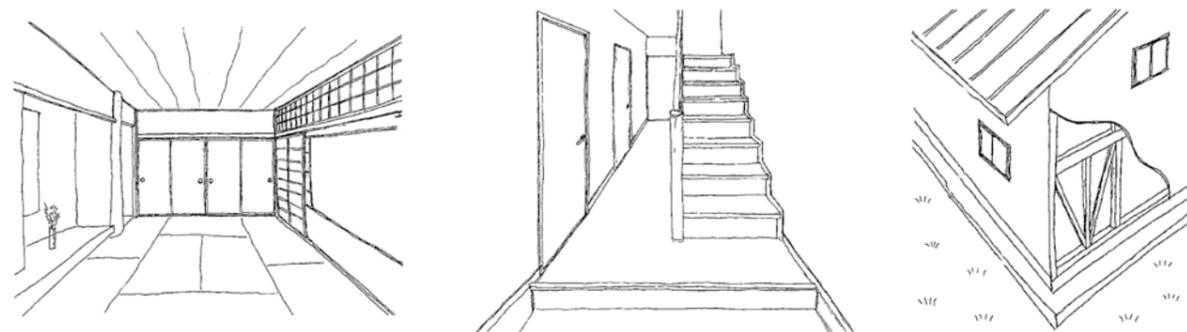
どのような言葉があるか、皆さんも探してみましょう。



これ読める?

- | | | |
|------|-------|-------|
| ① 梁 | ② 筋交い | ③ 上り框 |
| ④ 鴨居 | ⑤ 敷居 | ⑥ 長押 |
| ⑦ 襖 | ⑧ 縁側 | ⑨ 床柱 |
| ⑩ 蹴上 | ⑪ 踏み面 | ⑫ 犬走り |

❖ 上の①～⑫は、下のイラストのどの部分かな?



❖ 何気なく使われている言葉にも建築にまつわる言葉が使われています

建築にまつわる言葉はどこに隠れている? 言葉の意味も調べよう。

- うちの父ちゃん是一家の大黒柱だ
- 本音と建前を使い分けて説明する
- 子はかすがい
- 敷居が高い
- うだつが上がらない



ほかにもあるよ。皆で相談したり、辞書で調べたりしてみよう!

❖建築の単位（長さ）について

読めますか？ 一寸（ ） ※「いっすん」ではないよ！

建築の長さの単位には「寸」、「尺」、「間」といった単位があります。

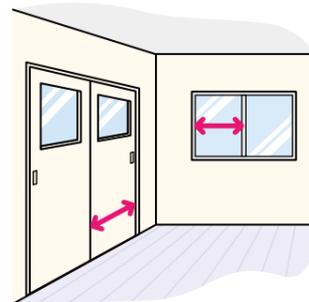
やってみよう！

①自宅の襖2枚、②学校の窓2枚、③入口のドア2枚の幅を図ってみよう！

① _____ cm ② _____ cm ③ _____ cm

⇒ 約 _____ cm

⇨ これが 1 (_____ cm) !

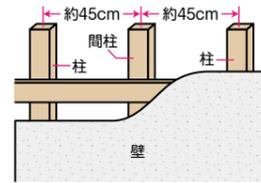


❖建築で使われる主な長さの単位について

単位	由来	長さ	イメージ
寸 (すん)	親指の長さ (東洋の一寸法師&西洋の親指姫?)	約3.03cm	尺の1/10
尺 (しゃく)	元々は、広げた手の親指先と中指の先の長さを一尺としていました。	約30.3cm	襖1枚の1/3
間 (けん)	“6尺=1間”と明治時代に定められました。	約180cm	襖2枚(1枚で半間)

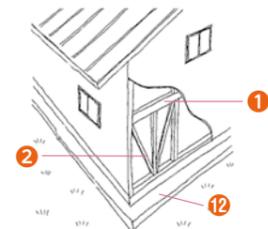
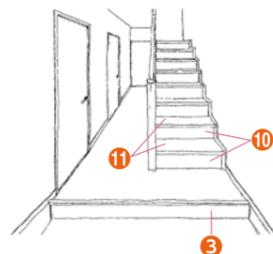
日本の住宅（木造住宅）は、柱と柱の間に、1尺5寸（約45cm）毎に「間柱」があり、柱と柱の間が、半間（約90cm）となります。

従って、日本の住宅は、1間または半間を単位に、壁が構成されていることが分かります。



3ページ「これ読める？」の解答

- ①はり ②すじかい ③あがりがまち ④かもし ⑤しきい ⑥なげし ⑦ふすま
⑧えんがわ ⑨とこぼしら ⑩けあげ ⑪ふみづら ⑫いぬばしり



❖建築の単位（広さ）について

こんなことわざ知ってる？

意味：人は必要以上の富を望むべきではなく、満足することが大切であるという戒め。

= 『起きて _____ 、寝て _____ 』

❖建築で使われる主な広さの単位について

単位	長さとの関係	広さ	広さのイメージ
帖 (畳)	半間（約90cm）×1間（約180cm）	約1.6㎡	畳1枚、布団の大きさ、押入れの広さ
坪	1間（約180cm）×1間（約180cm）	約3.3㎡	畳2枚

※ 畳の寸法は、実際には柱の間に配置されるので、その分だけ小さくなります。江戸間の畳の大きさは5尺8寸×2尺9寸。京間の場合は、6尺3寸×3尺1寸5分くらいです。

なるほど！

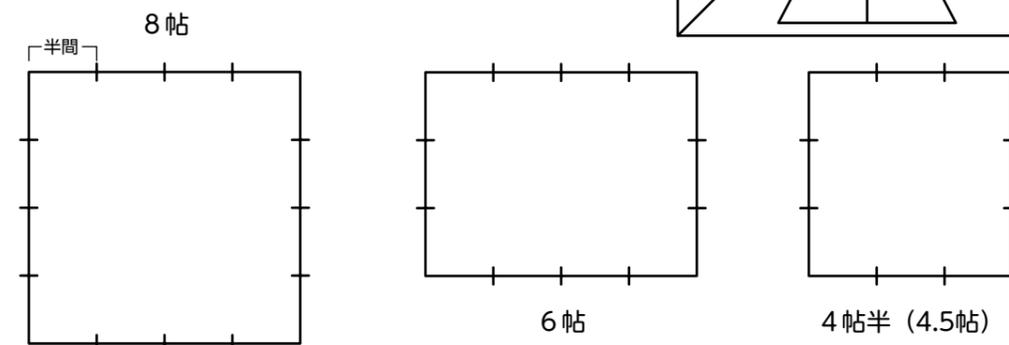
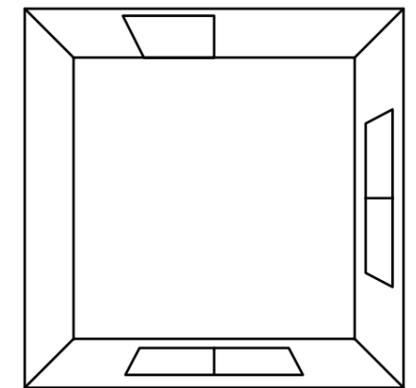
「起きて半帖、寝て一帖」

ことわざの由来： どんなに大きな家に住んでいても、人ひとりが、場所を占める広さは、せいぜい、起きている時で、畳半帖。寝ている時で、畳一帖あれば、済んでしまうから、ぜいたくは慎むべきであるという意味。

やってみよう！

次の問いに答えよ。

- ①あなたの身長はおよそ何尺何寸ですか？
②右の部屋は何帖でしょう。⇒
③8帖と6帖と4帖半の部屋に畳を敷いてみよう。



家づくりは大工さんだけじゃない!?

太郎さん宅の隣の建築現場には毎日多くの人が出てきます。住まいづくりにはどんなプロセスがあって、どのような人達が関わっているのでしょうか？



家を建てるプロセス（自分が家を建てることを想像してみてください）

スタート 建てる場所を決める ⇒ . _____

⇒ . _____ ⇒ . _____

⇒ . _____ ⇒ . _____

⇒ . _____ ⇒ . _____

⇒ . _____ ⇒ . _____

⇒ . _____ ⇒ 完成!

誰が関わるか

❖ 次の職種は、建築に関わる職種の一部です。皆さんが考えた「家を建てるプロセス」に、いつ関わるか考えてみましょう。余った職種は、何をやる職種で、いつ関わるのかな？

- 役所の建築担当課の職員 ● 水道事業者 ● ガス事業者 ● 電気業者 ● 不動産業者
- 大工 ● とび職 ● 建築士 ● 左官業者 ● 建具業者 ● 畳屋 ● 内装業者
- 外構工事業者 ● 測量士 ● 設備機器（キッチン、ユニットバス等）会社 ● 板金業者

	あなたが考えた家を建てるプロセス	考えられる職種（上の表から選ぶ）
工事前		
工事中		
工事後		



どこでも好きな家を建てて良い？
建物を建てる時に、どのような制限や規制があるだろう？

○×クイズ

- ① 自分の気に入った土地であれば、どこでも好きな家を建てられる。
- ② 広い部屋が欲しいので、敷地いっぱい家を建てる。
- ③ 土地が狭いので、5階建の木造住宅を建てる。
- ④ 赤が好きなので、外壁は赤く塗りたい！
- ⑤ 大きな窓が欲しいので、壁をなくして窓にする。



❖住宅建築には様々な職種の人たちが関わっています。

プロセス (一例)	関わる職種 (一例)	何をするか
建てる土地を探す	不動産事業者	建築主の希望にあった (近い) 土地を探し、建築主に紹介する
土地を調査する	建築士、測量士、土地家屋調査士、地盤調査会社	地盤や法律を調べ、建物が建てられるか調査する。
どんな家を建てるか決める	建築士 (*1)	希望の間取りを聞き取り、設計図で具体化する。工事全般を 監理 する
家を建てることの許可を得る	役所の建築担当窓口	設計図が法律に違反していないか、チェックをする
地鎮祭		工事の無事と安全、家の繁栄をお祈りする。
基礎工事	基礎工事業、とび職	建物の基礎をつくる
仮設工事	とび職、仮設工事業	足場をつくる
家を建てる/木工事	大工	土台、柱、梁等、家の骨格を作る
上棟式		ここまで工事が完成したことを感謝し、今後も無事に工事が完了することを祈る
中間検査★	役所の建築担当窓口 (または建築検査機関)	設計図どおり建築されているか検査する
※以下は、適宜屋根工事	屋根工事業者、瓦屋、板金業者	屋根を葺く
建具工事	サッシ業者、キッチンメーカー、その他、設備業者	サッシの取付やキッチンの取付、風呂、便器等の設備を取り付ける
外装工事	外装業者	外部のタイルを貼る、 サイディング を張る (*2)
左官工事	左官業者	壁の モルタル 、 漆喰 を塗る
電気工事	電気業者	コンセントの取付や電気の配線工事
内装工事	内装業者	天井や壁に壁紙を貼る、床にフローリングを張り、畳等を敷く
給排水工事	水道業者	各種設備の配水管工事
ガス工事	ガス業者	ガス器具の配管工事
外構工事	外構工事業者	門や塀 (フェンス) 等、建物の周りの工事を行う
造園工事	造園業者	庭をつくる
完成		足場の解体
完了検査	役所の建築担当窓口 (または建築検査機関)	設計図どおり建てられているか検査する

張る？
貼る？ (*2)



★検査には、基礎工事を見る「配筋検査」、構造躯体の状況を見る「構造躯体全般検査」、木工事の仕上げを見る「木工事完了検査」等があります。

(※1) 建築士が現場で工事が設計図どおり進んでいるか監理を行います

(※2) 糊などを使って接着する場合は「貼る」。板などを釘などで止める場合は「張る」を使います

- 用** **監理** 物事を監督、取り締まること。建築現場では、工事の進み具合を監督する意味で使います。
- 語** **サイディング** 建物の外壁に使う板
- 説** **モルタル** セメントと砂を混ぜて水で練ったもの。建物の壁や床の仕上げ、タイルやブロックの接着などに用います。
- 明** **漆喰** 日本古来の塗り壁の素材。消石灰に、わらや麻糸などと糊を加え水で混ぜたもの。外壁や屋内の壁・天井などの仕上げ、または石や煉瓦(れんが)などの接合に用います。



❖^{じちんさい}地鎮祭とは？

土木工事や建築などで工事を始める前に、その氏神を祝って敷地を清め、工事中の安全と建築物が何事もなく永くその場所に建てられていることを願うお祭りです。

❖^{じょうとうしき}上棟式とは

「建前 (たてまえ)」ともいいます。ここまでの工事が完成したことを感謝し、今後も無事に工事が完了することを祈る儀式。地域によっては、近所の方へのお披露目に、屋根から餅やお菓子をまくところもあります。

❖建築に関わる規制や制限の数々と法律

○×クイズ の解答と解説

①自分の気に入った土地であれば、どこでも好きな家を建てられる。

⇒ 正解：×

やみくもに、誰でも好きな場所に思い思いの建物を建てたらどうなるでしょうか？

日本では、「都市計画法」という法律に基づき、計画的に都市化を図る区域 (市街化区域)、市街化を抑制する区域 (市街化調整区域)、そのどれにも当てはまらない区域 (非線引区域または白区域) に分けられています。従って、住宅を建てようとする場合は、原則として市街化区域に限定されます。

どこが市街化区域なのかは、住んでいる役所の「都市計画課 (役所によって課名は異なります)」で閲覧できます。

また、「建築基準法」という法律には、市街化区域の中でも、住宅専用の地域や工場専用の地域など建物の種類が制限される「用途地域」という規定もあります。

②広い部屋が欲しいので、敷地いっぱい家を建てる。

⇒ 正解：ともに×

住宅を設計する上で重要な「建築基準法」では、敷地における建物の割合 (建ぺい率) や延べ床面積の割合 (容積率) や高さの制限が決められています。また、この建ぺい率や容積率等は、上記「用途地域」ごとに定められています。

④赤が好きなので、外壁は赤く塗りたい！

⇒ 正解：×

「都市計画法」では、「風致地区」といって、その地区内の自然を維持保存するために建設物の建築物の色彩や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている地区を定めることができます (例：古都鎌倉や逗子・葉山の別荘地、平塚の海岸沿いの松並木など)。風致地区内では、自分の好きな色の住宅を建てることは×ですが、それ以外の地域では、特に制限はありません。しかし、住宅は街並みを形成する大切な要素でもあります。自分勝手に奇抜な色や形の建物とすることは避けられた方がよいでしょう。

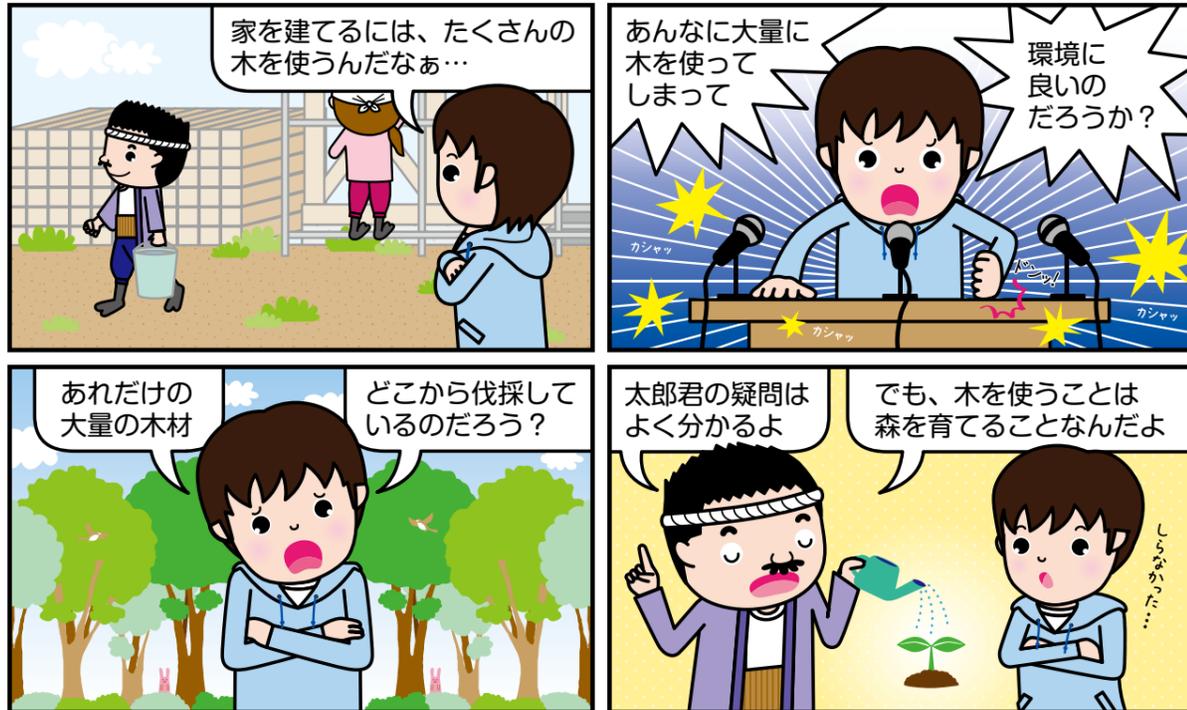


⑤大きな窓が欲しいので、壁をなくして窓にする

⇒ 正解：×

「建築基準法」では、地震に対して一定以上の基準「耐震基準」を定めています。この基準では耐震力を設けるために、壁を一定量以上設けることが決められています。

「木の住まい」をもっと知ろう！



住宅には、いろいろな建て方があることを知っていますか？太郎さんが見ている建築現場は、木造住宅という日本で古くから建てられている住宅のようです。しかし、太郎さんは木を大量に使うことで環境破壊を心配している様子。

はたして、どうなのでしょう？

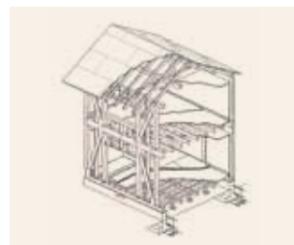
❖住宅の種類と建て方

骨組みが「木」である住宅を『木造住宅』と言います。最近では、いろいろなデザインの木造住宅があり、外観で判断するのは難しいです。また、建て方によっても、それぞれ特徴があります。

柱・梁等で建物を支える「在来工法」と、壁で建物を支える「ツーバイフォー工法」などがあります。

「在来工法」は、もともと日本の気候風土に合わせて発達してきた工法なので、風通しや日当りなどを得やすく、大きな窓をとることができます。

「ツーバイフォー工法」は、柱ではなく合板（板）を張ってつくった壁と床で支える工法です。合板を張ってつくった枠組み壁となって建物を支えているので、地震等には強いですが、大きな窓等をつくりにくいことがあります。



❖これも木造住宅

住宅の構造は外観ではなかなか判断できません。“木造住宅”というと和風なイメージを持つ人もいますが、これらは全て木造住宅です。特徴のあるデザインが多くなっています。



住宅には、他にも、骨組みが「鉄骨」である『鉄骨造』や骨組みが「鉄筋コンクリート」で造られた『鉄筋コンクリート造』などがあります。

これらは、マンション等の集合住宅、階数の高い建物で用いられることが多いです。

「木の家」の良さは何だろう？

木の住まいにはどれだけ木材を使うのさ？

120m² (約36坪) の木造在来工法の住宅で使用する木材の量は？

約23m³ (立方メートル) と言われています

長さ3m、縦横10.5cmの柱で置き換えると何本くらい？

10.5cm x 10.5cm x 300cm

何と、約760本!!

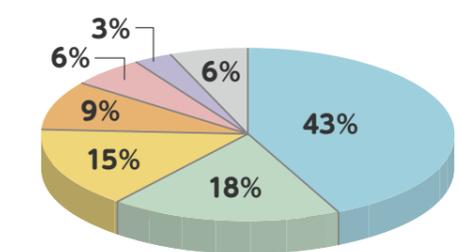
※(公財)日本住宅・木材技術センター「2002年木造軸組工法住宅の木材使用量」より

※平成8年日本木材総合情報センター「木材需要動向分析調査」から換算

こんなにたくさん使うんだ~!!

木はどこから？

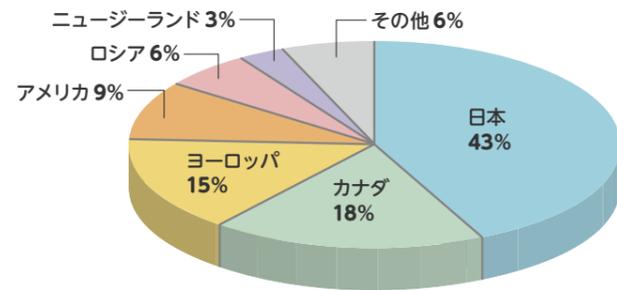
日本で木造住宅を建てる場合、木造住宅の材料はどの国や地域の木が多いだろう？調べてみよう。



神奈川県(全体)の面積に占める森林は？

- A 2割 B 4割 C 6割

11ページ「木はどこから？」の解答と解説



なぜ、輸入材が多いのか？

輸入材のメリットは？

- 国産材よりも安く手に入る
- 質が揃っている
- 大量に仕入れられる

国産材を使うメリットは？

● CO₂を吸収して、地球温暖化の防止になる！

木はCO₂を吸収し、炭素(C)として体内に蓄える働きがあります。住宅等で利用される間も、その炭素は蓄えられています。間伐などの森の手入れや伐採後に木を植えて、成長の良い元気な森を育てることは、木がCO₂をたっぷり吸収し、地球温暖化に貢献します。木材は、住宅建築において、部材に加工する時に必要なエネルギーが少なく、使用中も炭素を蓄えたままで、環境負荷が少ない素材といえます。(エコマテリアル)

● 豊かな水源を確保しながら、洪水や土砂災害を防ぐ

樹木の根は土壌をつなぎ止める役割を果たし、下草や落ち葉は降雨などによる土壌の流出を抑えてくれます。また、森の土壌はスポンジのような構造で、蓄えた水をゆっくりと河川に流すことで洪水や濁水を緩和します。

● 自然素材・木の家は人にやさしい

木には人の健康面や環境に影響する多くの特色があります。「木の家」には次のような健康面からみた魅力もあります。

- ・ 温もりがある
- ・ 湿度を調節する
- ・ ダニを抑制する
- ・ 断熱性が高い
- ・ 適度に吸音する

❖ いま、積極的に国産材を使うことが求められています。

成長した木をタイミング良く伐って、利用し、新たに苗木を植えることで、森を元気にし、皆さんの次の世代まで豊かな森林資源を残す好循環が生まれます。

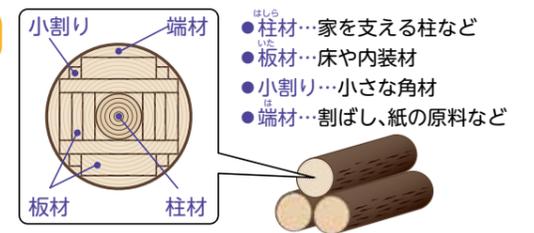
また、木は光合成によって、大気中の二酸化炭素を吸収して生長します。若い木が多いほど二酸化炭素をたくさん吸収します。



● 1本の木から住宅の材料はどれだけ取れるか？

丸太の木取り(例)

丸太は、住宅や木製品に使う材料として、用途にあったサイズに無駄なく切り分けられます



11ページ「神奈川県全体の面積に占める森林は？」の解答と解説

❖ 神奈川県の木材流通 (神奈川県森林再生課HPから)

● 木を伐る、山から出す (神奈川県は面積の4割が森林 (●部分))

育てた木のうち、30%程度を間引き (=間伐) し、3~4mに揃えて搬出します。

● 原木市場 (右の地図●) へ

山から伐り出した丸太を、長さ、質の良し悪しごとに仕分けし、市場を開催しています。(神奈川県森林組合連合会 林業センター: 秦野市菖蒲)



● 製材工場へ

丸太から、柱・板などの住宅建築に用いる部材を製材します。神奈川県内には、約20社の製材工場があります。



● 建築現場へ

❖ 地域木材活用のための取組み

● 地域木材を使うとポイントがもらえる!?

木材利用ポイント事業

地域木材を使用して住宅を建築したり、リフォームしたりするとポイントがもらえる制度。ポイントを利用して、地域の農林水産品や農山漁村地域への体験型旅行、森林づくり等の活動に対する寄付などができます。

● 地域木材を活用した住宅を建築・リフォームをすると補助金が出る!?

地域型住宅ブランド化事業

木材の供給、製材・加工、建材流通から住宅の設計、施工に関わる事業者がグループを作って、地域木材を活用して地域の気候・風土にあった良質で特徴的な住宅供給に取組みに対して、国土交通省が補助金を出して支援する制度です。地域における木造住宅の生産・維持管理のみならず、地域経済の活性化や木材自給率の向上による森林・林業の再生等に寄与することを目的としています。

❖ 木造住宅だけでなく! さまざまな木材の活用方法

大型商業施設や公共施設等で木材を活用している例



大型商業施設での木材の活用《サウスウッド (横浜市都筑区)》
環境配慮、建材の国産化、日本独自の「木の文化の再構築」等の視点から検討をはじめました。これを機に、都市部においても、木材の利用が進むことを期待しています。



公共施設での木材の活用
箱根町に木製のガードレールが設置されています。箱根駅伝のテレビ中継でも度々紹介されています。

地震に強い住まいとは？

私たちの生活の拠点となる“住まい”は安全で安心でなければなりません。ここから住まいの安全性について考えてみましょう。

過去の震災の建物被害状況



地震に強い住まいとは？

地震に強い4つの要素

① 足元をしっかり…「地盤」

解説 (地盤) きちんと設計、施工をしても、地盤が軟弱だと地震に強い建物を構成することができません。

② 地震に耐えられる「設計」～壁が大切、“新耐震”と“旧耐震”～

解説 (設計) 壁のバランスが悪かったり、極端に少なかったりすると、写真のように地震の揺れに耐えきれず倒壊してしまいます。そのため、壁をバランスよく配置して設計する必要があります。

また、建築基準法には建物の耐震性について「耐震基準」が定められています。この基準は、1978(昭和53)年に発生した宮城県沖地震の建物被害を教訓に厳しくなっており、現在の耐震基準は、昭和56年に改正されています。平成7年の阪神・淡路大震災では、現在の基準よりも緩やかな昭和56年以前に設計された建物に被害が集中しており、昭和56年以降に設計された建物には被害が少なかったというデータもあります。



③ 設計どおりに「施工」

解説 (施工) 建築基準法に定められた耐震基準に従って設計しても、そのとおりに施工(工事)をしないと、写真の様な被害が生じます。

この被害は、梁と柱と筋交いの接合部分をしっかり金具で固定していなかったことが原因で被害を受けています。



④ 住んでいる方の「維持管理」

解説 (維持管理) これらの写真は、湿気によって柱等が腐ってしまった建物、シロアリの被害を受けてしまった建物です。木材の腐食やシロアリ被害と地震は無関係のようですが、これらが原因で倒壊してしまった例です。

しっかりとした①地盤に、②設計どおりに③施工した住宅であっても、住んでいる人の④維持管理がきちんとされていないと、このような被害を生じる可能性があります。



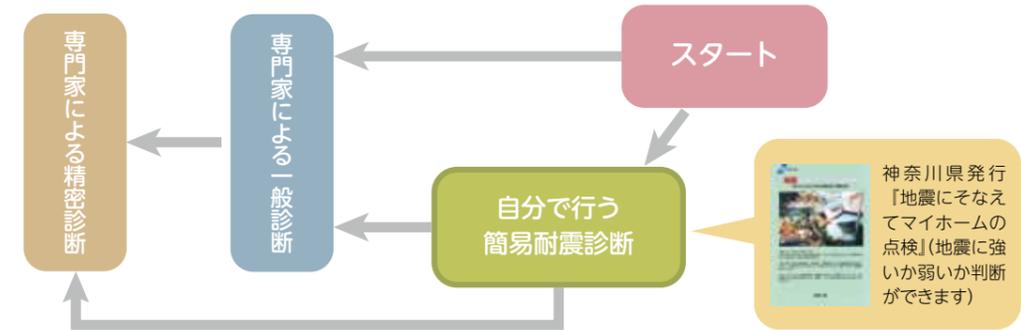
木造住宅に注目！

❖地震に強い住まいにするには？ “耐震診断”と“耐震改修”

地震に強いかわかるには？

住まいの耐震性を調べる手段として、「耐震診断」があります。

建築士による専門的な診断もありますが、ご自分で調べる方法もあります。



神奈川県発行「地震にそなえてマイホームの点検」(地震に強いかわかるか判断ができます)

やってみよう！耐震診断

問診1～10にある該当項目の評点を、評点の□欄に記入して下さい。

問診 1 建てたのはいつ頃ですか？

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

問診 2 いままで大きな災害に見舞われたことはありますか？

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

問診 3 増築について

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行なった	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

1～10の問診に答えてみて

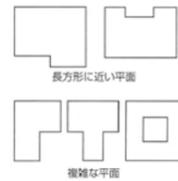


問診

4

痛み具合や補修・改修について

項目	評点
痛んだところは無い。または、痛んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0



問診

5

建物の平面はどのような形ですか？ (1階の平面形状に着目します)

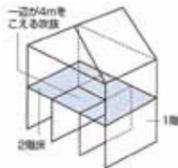
項目	評点
どちらかというとき長方形に近い平面	1
どちらかというときLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

問診

6

大きな吹き抜けがありますか？ (1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します)

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上のおおきな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

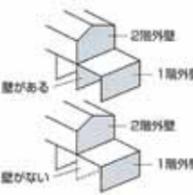


問診

7

1階と2階の壁面が一致しますか？ (ツーバイフォー工法の場合は1点)

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

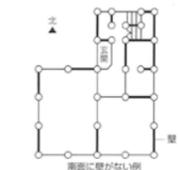


問診

8

壁の配置はバランスがとれていますか？ (1階部分の外壁に着目します)

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0



問診

9

屋根葺材と壁の多さは？

項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0

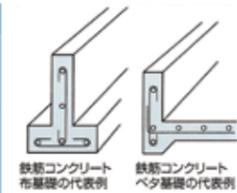


問診

10

どのような基礎ですか？

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

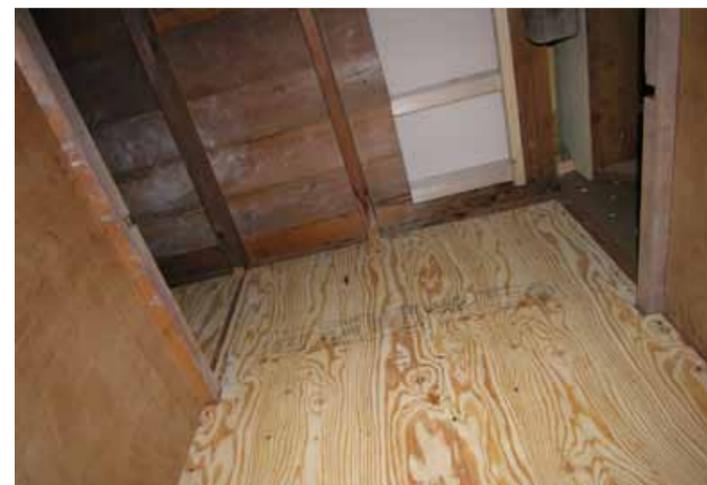


判定と今後の対策

評点合計

10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

❖耐震改修(補強)の例



構造用合板をつかった補強例



筋交いを入れた補強例

住まいの危険な場所を見つけよう。

次の視点に立って、それぞれの危険な場所とその理由を考えよう。

- ① 高齢者が住むには…
- ② 小さな子どもがいる場合
- ③ 地震が起きたら…

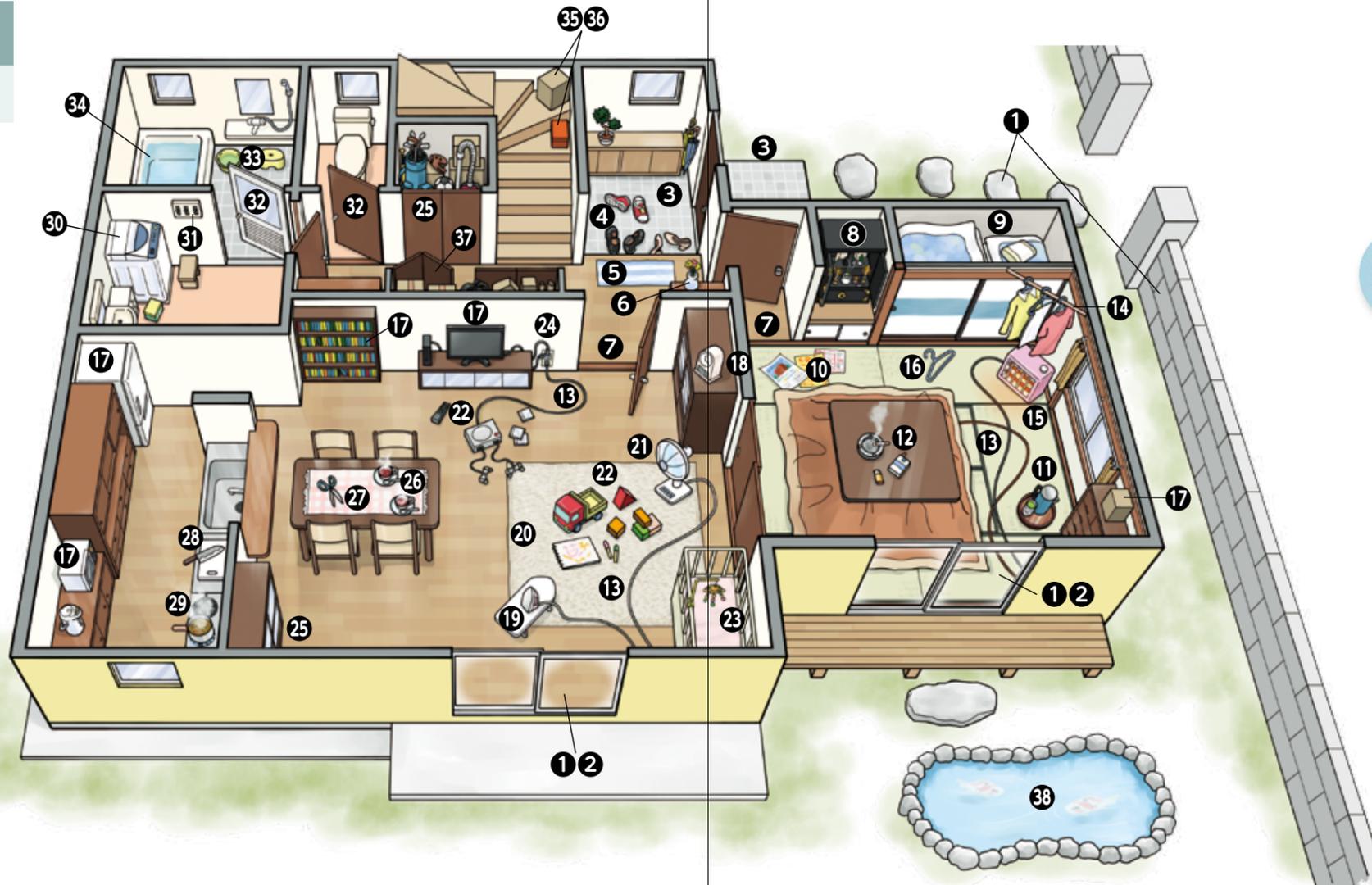


どこが危険なのかな？
よく考えてみよう！



危険な場所を見つけよう

解答 危険箇所発見のページ



けっこう危険なところがあるね！



凡例

住まいづくりの工夫で対応

住まい方の工夫で対応

① 高齢者が住むには…

【庭】 ①飛び石等の段差で転ぶ

【玄関】 ③雨の日など、タイルに滑って転ぶ ④靴の脱ぎ捨てにより、靴につまづく

⑤玄関マットにつまづく、玄関マットがすべって転ぶ

【和室】 ⑦段差につまづく ⑨布団の上げ下ろしは高齢者には負担（腰痛）

⑩新聞広告等を踏み、足を滑らせ転ぶ ⑪熱いポットを倒してやけど ⑫寝タバコ

⑬コードやこたつ布団につまづき転ぶ

【リビング】 ⑭カーペットの端につまづき転ぶ ⑮コードにつまづき、転ぶ

【台所】 ⑲高い戸棚から物を取ろうとして転ぶ ⑳調理中、袖に引火

【浴室】 ㉑浴室内で具合が悪くなった場合、扉が開かず、救助が遅れる ㉒滑って転ぶ ㉓溺れる

【トイレ】 ㉔トイレ内で具合が悪くなった場合、扉が開かず、救助が遅れる

【階段】 ㉕急な階段は危険、手すりが必要 ㉖物を置くと危険

○地震、高齢者、子ども、共通する危険箇所はどこだろう？

○「地震」「高齢者」「子ども」それぞれのキーワードは何だろう？

※地震＝家具の転倒、高齢＝転ぶ（滑る、つまづく）、子ども＝好奇心）

○住まいづくりで改善できるもの、住まい方の改善で改善できるものに分けて考えよう

② 小さな子どもがいる場合

【庭】 ㉘池に落ちる

【和室】 ⑪ポットの熱湯でやけど ⑫煙草の誤飲 ⑮ストーブでやけど ⑯ハンガーでいたづらしてケガ

【リビング】 ⑰アイロンでやけど ㉑扇風機で指を挟む ㉒散らかったおもちゃにつまづく、誤飲

㉓ベビーベッドからの転落 ㉔㉕テーブルクロスを引っ張り、熱い物や刃物が落ちてケガ

【台所】 ㉖はみ出した刃物でケガ

㉗火のつけっぱなし、熱い鍋の放置でやけど、はみ出した取っ手をつかんでやけど

【洗面・脱衣所】 ㉘洗濯機に落ちる、洗剤の誤飲

【浴室】 ㉙滑って転ぶ ㉚溺れる

【階段】 ㉛物を置くと危険

【廊下】 ㉜折れ戸で指を挟む

③ 地震が起きたら

転倒の危険があるのは ① ⑥ ⑧ ⑬ ⑲ ㉕

火災の危険があるのは ⑧ ⑭ ⑮ ㉒ ㉗ ㉘

避難経路が遮断されてしまう危険 ① ② ⑥ ⑬ ⑱ ㉕

高齢者

加齢による身体機能の変化

人生80年、歳を重ねるごとに、住みなれたはずの住まいも使いにくくなったと感じることが多くなってきます。筋力の低下や物事にすばやく対応することが少しずつ低下してくる傾向があります。こうした身体の変化や、感覚の変化に伴い家庭内の事故も多くなっています。高齢者(65歳以上)の家庭内事故死亡者数は、交通事故よりも多く8,500人位と言われています。

家庭内事故のおよそ70%は高齢者が一人で家にいるときにおきています。

- 1 敏速性が衰えてきて、つまずいたり、転びやすくなります。
- 2 足腰が徐々に弱くなってきます。
- 3 床からの立ち上がり等が難しくなってきます。
- 4 車いすでの移動もできなくなります。
- 5 トイレ、入浴が一人では困難になってきます。



高齢者が安全に暮らす対策

高齢者の部屋は、日当たりや風通しも良く快適性が高く、水廻りに近い事も大切です。また動きやすいスペースの確保や、見え難い小さな段差や、上り下りが大変な段差は除去して、トイレや浴室は安全性が保たれ使いやすい工夫が必要です。

介護が必要な時期には、高齢者だけではなく介護者にとっても快適な住まいにすることが必要です。

ヒートショックについて

急激な温度変化にさらされることで血圧が急上昇、急降下する現象のことを「ヒートショック」と呼びます。

ヒートショックという言葉を知らなくても、冬の寒い時期に、暖房の効いた暖かい部屋から廊下やトイレなどに行くと、寒さに「ゾクゾク」と震えることはありませんか？

実はこの状態も「ヒートショック」の一種なのです。

ヒートショックを予防するためにも、部屋ごとで温度の差が生じないように、温度のバリアフリーにも気を付けていくことが、ヒートショック対策につながり、家庭内で快適にすごせるようになります。

家庭でできるヒートショックの予防と対策

- ・洗面脱衣室・トイレに暖房器具などを置いて、部屋ごとの温度差を小さくする。
- ・入浴前に、浴槽のふたを開けておいたり、床にお湯をまいたりして冷たさが伝わりにくくする。
- ・お風呂の温度はなるべくぬるめ(38~40度くらい)にする。
- ・便座カバーを使うなどで冷たさが伝わらないようにする。

子ども

子どもの事故の特徴

1歳未満の子どもが、住宅内事故で毎年300人近く死亡しています。

死に至らない事故の割合は、死亡事故1件に対し19万件発生しています。

これらの事故の1/2~2/3は、子どもの周りに居る人々がちょっとした注意で、防ぐことが可能です。

1歳から~2歳の子どもの事故により、毎年300人近く死亡しています。

死亡事故に対して、死亡に至らないものの医療機関を受診するような事故は、その2千~3千倍発生していると推定されます。この年齢は一生涯のうちでも、もっとも怪我の多い時期です。

1 転落(階段、縁側、肘掛窓、ベランダ)



2 溺水(浴槽、池、簡易プール)



3 挟む(ドア、引戸、扉等)



4 コンセント



子どもの年齢に応じて危険と思われることを排除しておくことも必要です。テーブルなどの角の突起物に取り付ける怪我を回避できる物や、家具等の扉が開かないようにする物、コンセントの差込箇所を隠す物などが売られています。しかし年代の違う家族が生活するなかで、その年齢ごとに安全なもの(こと)、危険なもの(こと)を経験のなかで体験して、身につけていくことも大切であると考えます。

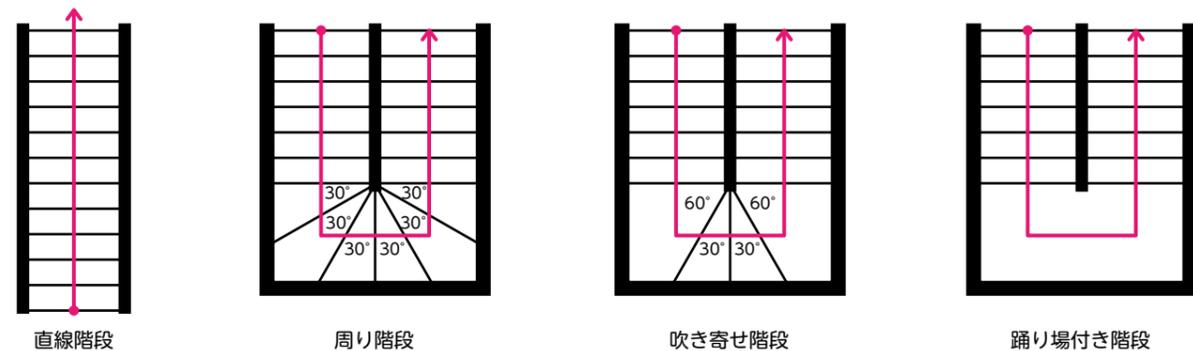
階段の種類と危険性

住宅の中で起きている不慮の事故の多くが転倒・転落で、階段で発生しています。特に、身体機能が衰えてきている高齢者にとって転倒事故は大変危険です。怪我だけでも治るまでに時間がかかり、その間に筋力、気力が衰えると寝たきりになりかねません。安全な階段はどのようなものなのでしょうか？

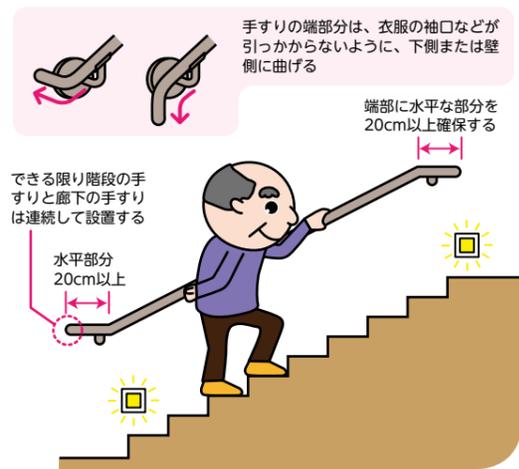
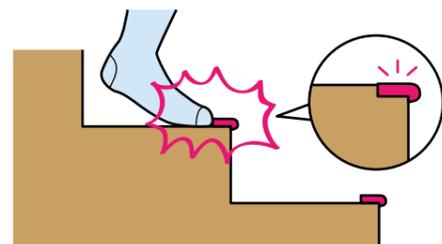
○建物を設計する上で重要な法律に「建築基準法」があります。建築基準法には、階段の蹴上げと踏み面の最低寸法が以下のとおり決められています（蹴上げ寸法：23cm以下、踏み面寸法：15cm以上）。しかし、実際はこの寸法では狭くなってしまっているので、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（略称：品確法）」に基づく「住宅性能表示制度」では、蹴上げはより低く、踏み面はより広く設計するよう誘導しています。

	建築基準法	住宅性能表示制度（等級5）
踏み面寸法	15cm以上	20.3cm以上
蹴上げ寸法	23cm以下	$55\text{cm} \leq (\text{踏み面寸法} + 2 \times \text{蹴上げ寸法}) \leq 65\text{cm}$
勾配	—	蹴上寸法/踏み面寸法 $\leq 6/7$
手すりの必要の有無	片側	両側

○万が一踏み外しても、下まで転落しないように「踊り場付きの折れ階段」にするのが最も安全です。



踏み板の面は滑りにくいことが前提です。滑り止めを付ける場合は、色を付けると確認しやすくなり安全です。しかし、滑り止めの出っ張りがあると、かえってつまづきの原因となるので注意しましょう。また、蹴込み部分に出っ張りがあると、それにつまづく危険もあるので、併せて注意が必要です。



※コメント つまづきや踏み外しを防ぐには、足元までの十分な照明が必要です。上り始めと下り始めにはフットライトが有効です。階段の手すりは、途中で途切れないように連続して設置します。また、上り始めと下り始めの部分は、水平な部分をつくり、端部は、衣服の袖口が引っかからないように下側または壁側に曲げておきます。

住まいの地震対策

○家具転倒防止の重要性

大きな地震がきた時、重量の重い家具の転倒により、下敷きになってしまったり、家具が横移動してきてはさまれたりすることが、怪我や死亡の直接的な大きな原因です。また、タンスの上などに重い荷物が置いてあると、落下してこれも危険です。そればかりでなく、重い家具が倒れたり、移動すると、逃げ道をふさいでしまいます。特に出入り口のドアなどが、家具に邪魔されて開かなくなり逃げられなくなります。さらに、ガラスが割れて飛散して、逃げる時の障害になることも重要な課題です。

○対策

地震は水平方向に働く力です。テレビなどの比較的背の低い家具は、横移動してこない様に、タンスなどの背の高い家具は、危険な重いものを上に載せないよう心掛けるのと同時に、倒れないようにするため、上部を金物で固定することが大事です。造り付け家具は当初より固定されているので安心です。戸棚は、開き戸の扉が開いて、中の収納品が飛び出すこともあります。ガラスの割れ防止には、ガラスに飛散防止フィルムを貼る方法が有効です。

○地震と火災

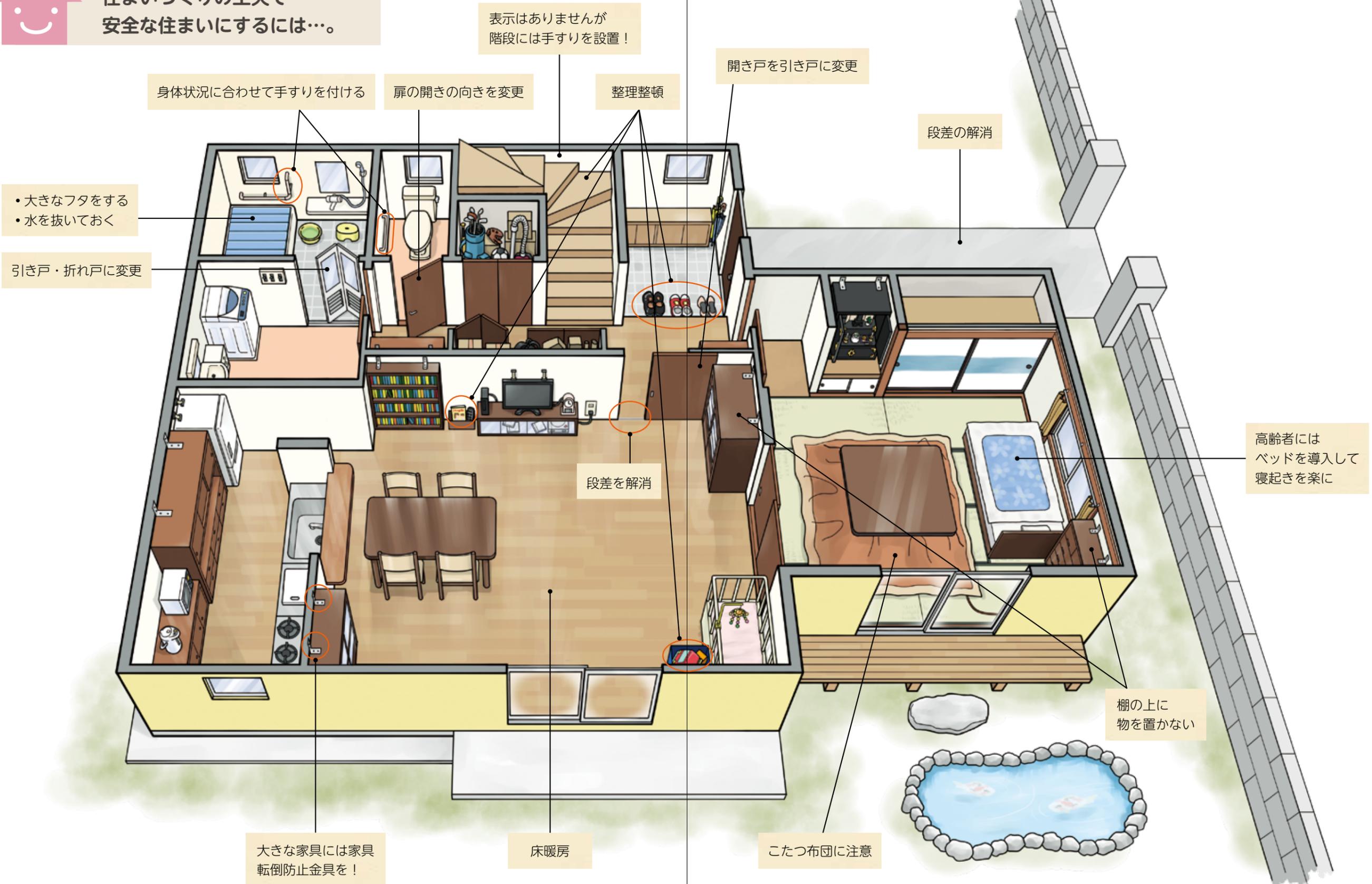
現在では、地震による火災原因の第1位は、漏電火災です。大地震の時には停電となりますが、復旧されて通電されると、地震の時に傷ついた配線でショートして火災となるのです。

停電して家を離れる時は、必ず配電盤のメインスイッチ（ブレーカー）を切りましょう。そして、電気が復旧され、スイッチを入れたならば、しばらく匂いや煙に気をつけましょう。

現在ガスは、プロパンガスにしても、都市ガスにしても、地震がきたら供給がストップするようになっています。「地震がきたらまず火の始末」と言われてきましたが、ガスについては、その必要はありません。石油コンロも、たいていのものは消火装置が付いているはずですが、正常に働くか疑問ですので、消すようにした方が安心です。その他、仏壇などでローソクや線香に火が点いている時は、確実に消しましょう。

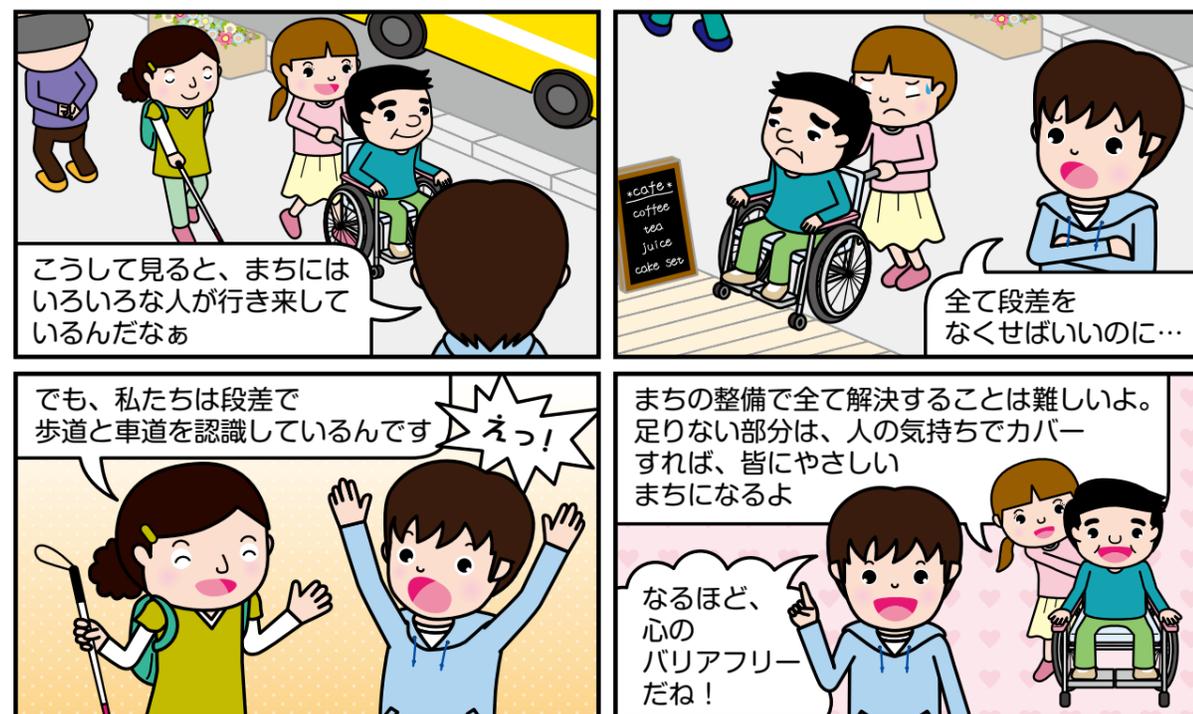


住まいづくりの工夫で
安全な住まいにするには…。



みんなにやさしい「まち」とは？

安全・安心な“住まい”を学んだ太郎さんは外へ出かけました。そこで様々な人が行き交う“まち”にも安全・安心な工夫が必要なのに気づくことに。



住まいは住む人の生活や身体状況に応じて対応することは可能ですが、小さな子供、赤ちゃんを連れた母親、車イスを使っている方、高齢者、目や耳の不自由な方等々、不特定多数の方が生活する「まち」「地域」ではどうでしょうか？

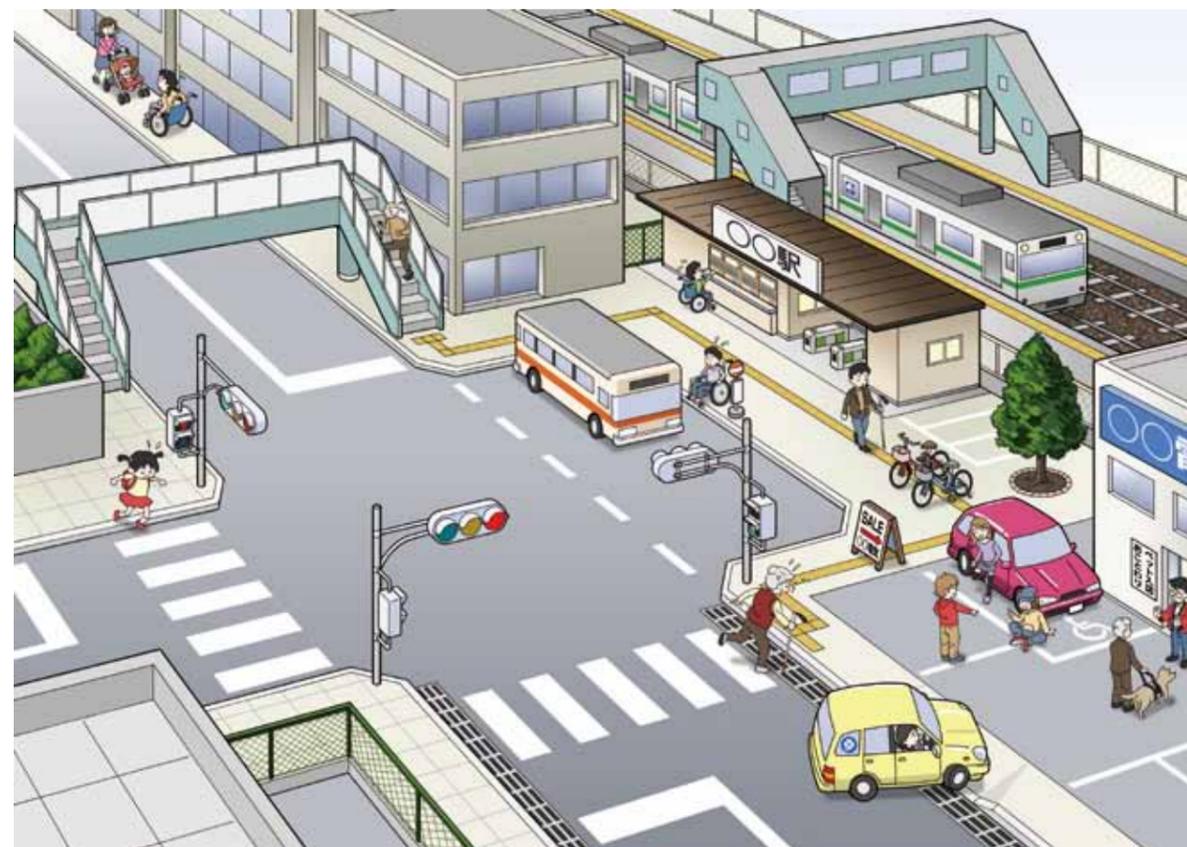
このマーク知っていますか？



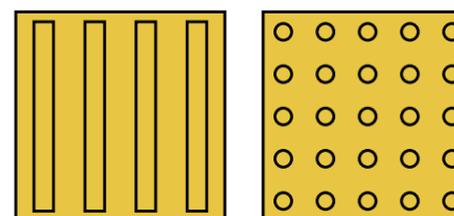
誰もが住みよい「まち」も考えてみましょう。

自分が車イスを使用する場合、ベビーカーを使う場合、目が不自由になった場合など、いろいろなケースを想定して、下のイラストの危険な場所を見つけてみましょう。

また、困った人がいた場合、どのように対応すればよいかも併せて考えましょう。



点字ブロックの意味



ふたつの違いがわかるかな？



29ページ「 誰もが住みよい「まち」も考えてみましょう。」の解説



- ①車イス、ベビーカー利用者や歩行が大変な方が円滑に移動ができるようにエレベーターの設置
- ②視覚障害者等が線路に転落しないようにホームドアの設置
- ③車イス利用者等にも届くように券売機の位置を配慮
- ④階段に手すりを設置
- ⑤設備で対応困難な場合は、人の力（心）でカバー
- ⑥点字ブロックの上には、物を置かない
- ⑦Pマークの駐車スペースには、対象の車が駐車
- ⑧グレーチング（側溝のふた）の目が粗いと杖がつかえた

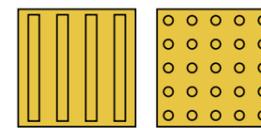
り、車イス等の車輪が落ちてしまいます。目の細かいグレーチングが良いです。（写真）

- ⑨視覚障害者向けにチャイム
- ⑩段差の解消
- ⑪車イス等がすれ違える幅の歩道
- ⑫介助犬が必要な方にも配慮を



28-29ページ「 このマーク知っていますか?」 点字ブロックの意味」の解答と解説

マーク	説明	マーク	説明
	1 障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。この表示がある駐車場に、健常者が車を駐車したりしてはいけません。		5 オストメイトマーク 人工肛門、人工膀胱を付けている人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口等に表示されています。
	2 視覚障害者のための国際シンボルマーク 視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられます。信号機等で良く見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用に配慮しましょう。		6 みんなのトイレ推奨マーク 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」により、障害者、赤ちゃんを連れてくる方等、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示す、神奈川県独自のマークです。
	3 聴覚障害者国際シンボルマーク 聴覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。聴覚障害者が通訳、手話その他のサービスを受けられる場所、窓口などで使われています。		7 身体障害者標識 手足が不自由である人が普通自動車を運転する場合に、その普通自動車に表示する、道路交通法に基づくマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをすると、罰せられます。
	4 ハート・プラスマーク 心臓、呼吸機能、腎臓、ぼうこうなどの内部障害、内臓疾患がある人を示すマークです。内部機能の障害は外見では分かりません。このマークを見かけた時は、外見で判断せず、配慮と理解をお願いします。		8 聴覚障害者標識 聴覚障害（耳が不自由）である人が普通自動車を運転する場合に、その普通自動車に表示する、道路交通法に基づくマークです。身体障害者標識と同様に、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをすると、罰せられます。



左側の棒状のブロックは、進む方向を誘導する点字ブロックで、右側の点状のブロックは、「注意」を表す点字ブロックです。
横断歩道や階段の手前など、注意を喚起する場所には、右側の点状のブロックが敷かれています。

❖「神奈川県みんなのバリアフリー条例」について

県では、平成8年4月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、学校や病院といった多くの方々が利用する公共施設をはじめ、道路や公園を安心して快適に利用できるよう、必要な基準を定めました。

その後、急速な少子高齢化の進行やユニバーサルデザインに関する意識の高まりなどの社会環境の変化を受けて、平成20年12月に「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正しました。県では、現在、このユニバーサルデザインの考え方を基調とした条例に基づき、誰もが自分の意思で自由に移動し、社会に参加できる街づくりに積極的に取り組んでいます。

❖バリアフリーの街づくりに向けた県の主な取り組み

●バリアフリー街づくり推進県民会議の取り組み

多くの県民の皆さんから、バリアフリーの街づくりに関する意見を聴取し、これを踏まえた取り組みを検討する仕組みとして、平成22年10月に、障害者等団体及び関係団体、事業者団体、学識経験者、県民からの公募委員から構成される「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置し、平成24年9月には、県民、事業者、行政がともに力を合わせて取り組むべきことを「提案書」としてまとめました。

現在、県民会議の構成団体を中心に、この提案書に基づく取り組みを進めており、その一環として、平成25年11月に相模原市内の商業施設「アリオ橋本」において、「バリアフリーフェスタかながわ2013」を開催しました。会場には多くの方々が登場し、様々なバリアフリーの取り組みを体験されました。

●バリアフリーアドバイザーの派遣

県内の公共的施設のバリアフリー化を支援するために、一級建築士の資格を持つ「バリアフリーアドバイザー」を無料で派遣しています。「バリアフリーアドバイザー」が対象の公共的施設を調査し、バリアフリーに向けた改修方法等についてアドバイスをを行います。



●カラーバリアフリーの取り組み

色というのは誰にでも同じように見えるものだと思われがちですが、そうではありません。他人には明らかに違って見える色が同じように見えたり、逆に他人が似ていると感じるような色の中のわずかな違いに敏感だったりする方が、大勢います。

日常生活の様々な場で色を用いた情報提供がされていますが、色の見え方は人によって異なるため、必ずしもすべての方に情報が正確に伝わっているわけではありません。

そこで、「カラーバリアフリー色使いのガイドライン」などを通じて、誰もが分かりやすい色使いの方法について、周知を行っています。

❖「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」

●バリアフリーとは

バリアフリーとは、既にある段差などのバリアを取り除くことをいいます。主に高齢者や障害者など、特定の方を念頭において整備することとなります。

●ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、製品や建物、環境を障害、年齢、性別、国籍など、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるように、はじめから考えてデザイン（計画・設計）することをいいます。バリアフリーが特定の方を対象としているのに対し、ユニバーサルデザインは性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらずすべての人々を対象としています。

この考え方は、1985年にアメリカのロナウド・メイス氏が提唱したもので、高齢化が進む日本のものづくり、街づくりに合致する概念として急速に広がっています。

※ユニバーサルデザインって、具体的にはどうすればいいの？
「ユニバーサルデザイン7原則」を調べてみよう！

「まちのコミュニティ」を考えよう！



近年、マスコミ等で「孤独死」「孤立死」といった、最期を誰にも看取られず亡くなり、相当日数が経ってから発見される方が取り上げられ、社会問題にもなっています。

しかし、こうしたことがないよう、コミュニティの再生や活発化に向けて活動している地域や団体も多くあります。

地域の方々が支え合って、楽しく生活できるような工夫を参考に、今後皆さんができることを考えていきましょう。



こんな言葉知ってますか？ (漢字で直して、意味も調べましょう)

「とおくのしんせきよりちかくのたにん」

漢字： _____

意味： _____

「むこうさんげんりょうどなり」

漢字： _____

意味： _____

考えてみよう

●全国の高齢化率と神奈川県の高齢化率を調べよう。(平成22年国勢調査)

全国 _____ % 神奈川県 _____ % (全国第 _____ 位)

※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

●神奈川県の高齢化率の増加率(2005年～2035年)は、

82.9%(全国1位)

これらのことから、神奈川県では高齢化について、どんなことが問題になると
 思いますか？

●地域が活性化するには、どんな取り組みがあると良いでしょうか？

とおくのしんせきよりちかくのたにん = 遠くの親戚より近くの他人

意味：いざというときに頼りになるのは、遠く離れて暮らす血の繋がった親戚よりも、近所に住む他人のほうだということ。

むこうさんけんりょうどなり = 向こう三軒両隣

意味：自分の家の向かい側にある三軒の家と、左右二軒の隣家。日頃親しく交際している近隣。隣組の単位ともなった。(三省堂：大辞林)

日常生活で、助け合える最低限の単位と言えます。昔は醤油や味噌が切れたら貸し借りをする、なんてことがあったのですが、最近では、“隣の人の顔も知らない”ということも多いようです。困った時に助け合える隣人や地域の人々の存在は大事にしたいものです。

●神奈川県の高齢化の特徴

2010(平成22)年の国勢調査によると、神奈川県の高齢以上の人口は、約182万人です。高齢化率を見ると、**全国の高齢化率が23.0%**に対して、**神奈川県は20.2%**であり、沖縄県に次いで、**全国に2番目**に高齢化率の低い県となっています。

こうしてみると、神奈川県は比較的若い県と言えますが、「平成21年版高齢社会白書」によると、2005(平成17)年～2035(平成47)年の**30年間における65歳以上の人口の増加率は、82.9%**となっており、この増加率は**全国1位**です。

つまり、現在は高齢化が顕著でなくても、向こう20年の間に一気に高齢化が進むことが分かります。そのために、今から対策を考えなければなりません。

神奈川県には、経済成長期に建設された大規模団地が多くあります。当時働き盛りで移り住んだ人が年齢を重ね、団地全体が高齢化してしまうケースが見られます。

今後、地域コミュニティの活性化や自治会活動を担う若い世代の呼びかけなどが課題になっています。

❖地域の助け合い、支え合い活動事例

●その1

横浜市戸塚区にある大規模集合住宅団地・ドリームハイツでは、1972年の入居開始当初、保育所不足に悩む保護者らが自主運営による幼児教室をスタート(1975年4月～)させたのをきっかけに、団地内で生じた問題を住民が主体的に解決していこうとする機運と相互扶助の精神が芽生えました。その後、団地住民の高齢化などを背景に、自主的な居住者支援の取り組みは広がりを見せ、現在は「高齢者・障害者支援」「子育て支援」「まちづくり推進」のジャンルで十数団体が活動しています。

2007年には、これらの活動団体と自治会が「地域運営協議会」を設置、支え合いの取り組みは団地内にとどまらず、周辺地域へも波及しています。

ぼくたちも
できること
あるよね!



《ドリームハイツで活動する主な団体》

【高齢者・障害者支援】

- ドリーム地域給食の会(1990年設立) 高齢、病身、障害などで食事作りが困難な家庭を対象に配食サービスを実施。弁当の手渡しを通して、一人暮らしの高齢者世帯の安否確認にも貢献している。
- NPO法人 ふれあいドリーム(1994年設立) 家事や力仕事の手伝い、簡単な介護・介助、ベビーシッターなどのサービスを提供する、会員制の互助組織として誕生。現在は、ヘルパーの派遣や在宅介護にかかわる相談、ケアプランの作成等も行っている。
- NPO法人 いこいの家 夢みん(1996年設立) 団地内の住戸を共同で購入し、アットホームな交流サロンを運営。囲碁や体操、パソコンなどの介護予防プログラムを提供している。
- NPO法人 ふらっとステーション・ドリーム(2005年設立) カフェタイプの交流拠点で、団地に隣接する空き店舗を借り、ランチや喫茶メニューを提供。地域住民の手作り作品や物品の展示・販売コーナーを設けたり、医療・介護・健康づくり等の情報集約も行っている。



【子育て支援】

- すぎのこ会(1975年設立) 3・4・5歳児のお母さんと保育者が一緒に子育てをする手作り幼稚園。月に一回程度、未就園児親子から高齢者まで楽しめる交流イベントも開催している。
- おやこの広場 ぽっぽの家(2002年設立) 親子が集い、遊んだり、楽しいプログラムに参加したり、企画を立てたりする場として、NPO法人・子育てネットワークゆめが設立、運営に当たる。子供の一時預かりも行っている。

●その2

以前は、高齢者が賃貸住宅を探す際に、年齢を理由に敬遠されるケースが多くありましたが、現在では貸主や不動産店の理解も進み、単に年齢を理由に賃貸住宅の入居を拒否するケースは少なくなっています。しかし、貸主や不動産店にとって、高齢者は住宅内の死亡事故のリスクが高いことから、万が一の時の対策に不安を感じているケースもまだあります。

そこで、(公社)かながわ住まいまちづくり協会(以下、「まちづくり協会」)では、新聞(神奈川新聞)の配達による高齢者の見守りを実施しています。これは、まちづくり協会と地域の不動産店と新聞販売店が覚書を締結し、高齢者が住む賃貸住宅に新聞を配達する際に、前日の新聞が溜まっていた場合には、その賃貸住宅を管理している不動産店へ通報し、不動産店が入居している高齢者の親族と連絡を取って安否を確認するもので、住宅内の事故を早期に発見することを目的としています。

他にも、神奈川県内では、行政と民間事業者・団体が協定を締結するなどして、個人宅を訪問したときに、異変を感じた場合、市町村や警察・消防に通報する「地域見守り活動」が広がっています。

❖神奈川県の取り組み

神奈川県では、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、お互いに支えあって暮らすことにより、居住コミュニティが活性化して誰もがいきいきと生活できる「多世代近居のまちづくり」をすすめています。地域でまちづくりをする担い手となる人を支援するなど、居住コミュニティを活性化させる取り組みを行っています。



監修者より

家族の多様化や少子高齢社会の進展、資源・エネルギーや環境問題の深刻化、地震・津波をはじめとする自然災害の拡大など、現代社会が抱える諸課題と住まい・住環境は密接に関係しており、住教育の必要性が高まっています。

住教育が扱う内容は幅広く、住まいそのものから地域の住環境まで多様な内容が含まれています。学校教育では、家庭科、社会科、保健、理科や算数、国語、美術などあらゆる教科学習や総合学習で、関連するさまざまな学習が考えられます。その中でも、主体的に生きる生活者を育てる学びとして、住まいに関する内容が明確に位置づけられているのは、小・中・高等学校の家庭科です。近年の家庭科教科書の充実ぶりには著しいものがあり、効果的に展開されるならば、日本の住環境の質的向上に必ず貢献できると考えられます。しかし、現場の先生方と話すなかでしばしば耳にするのは、子どもたちが興味を持ち心に残るような授業を行いたいけれど、自分の専門知識や理解が十分でないためにうまく授業が作れず困っている、という声です。苦手意識から、住教育はできれば避けたい、という声もきかれます。したがって、家庭科を担当する先生方にとってわかりやすく有効な資料や教材の開発は、重要な課題であるといえます。

本教材は、現場の先生方の悩みに少しでも応えられることをめざして作成されました。教材の作成にあたっては、現場で建築やまちづくりにかかわっておられる専門家の方々と検討を重ねてきました。学校現場の実態や子どもたちの発達段階を考慮しながら、どんな内容があれば良いのか、どのように記述すれば良いのか、議論を繰り返したことは、充実した教材作成につながったと考えています。

本教材は、配布して終わりという読み物ではなく、現場の先生方にまず読んでいただいたうえで、必要なところを印刷するなどして授業で使っていただけるスタイルになっています。また、導入を工夫し、親しみやすい構成になっているところが特長と言えるでしょう。住教育実践を充実させるために、有効に活用していただけることを願っています。

香川大学 教育学部
教授 妹尾 理子



私たちの「住まい」と「まち」 ～身近な住まいとまちづくりについて考えよう～

◆ 編集会議メンバー（敬称略・所属は平成26年3月時点）

	所属	氏名
監修	香川大学 教育学部	妹尾 理子
編集会議 メンバー	神奈川県木造住宅協会	関尾 英隆
	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	寺坂 良明
		伊藤 勉
		白石 巖
	特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センター	山口祥太郎
	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 バリアフリーリフォーム相談員	田嶋 裕美
	神奈川県 県土整備局建築住宅部住宅計画課	大塚 有紀
	神奈川県 県土整備局建築住宅部建築安全課	田口 浩
神奈川県 保健福祉局福祉部地域福祉課	岡田 雅史	
神奈川県 環境農政局水・緑部森林再生課	藤原 幸樹	
事務局	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会	入原 修一

◆ 資料・イラスト・写真提供（順不同）

神奈川県環境農政局水・緑部森林再生課、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
神奈川新聞社、株式会社あすなろ建築工房、株式会社アービア設計事務所、株式会社横浜都市みらい
株式会社菊池建設、住友林業株式会社、株式会社東急ホームズ
金由羅（横浜国立大学大学院都市イノベーション学府）
林野庁発行「暮らしも森も心地よく！木づかいブック」、神奈川県発行「神奈川の森林・林業2013」
神奈川県発行「地震にそなえてマイホームの点検」、住宅金融支援機構発行「地震に強いすまいづくり」、
公益財団法人日本住宅・木材技術センター発行「阪神・淡路大震災木造住宅震災記録図説」、
日経アーキテクチュア「阪神大震災の教訓」





私たちの「住まい」と「まち」
～身近な住まいとまちづくりについて考えよう～

発行日 平成26年3月

発行者 公益財団法人かながわ住まいまちづくり協会